



死亡労働災害が多発しています

～安全衛生活動の総点検と作業に応じた安全対策の徹底を！～

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課

1月に入り死亡労働災害が多発しています。北海道では冬季間の死亡災害の発生割合が高く、また、例年降雪期には除雪作業中の墜落や轢かれ、凍結路面での転倒、交通事故による死亡労働災害が発生しています。

下記の作業別のチェックリストを参考に作業前の安全確認と基本動作の徹底をお願いします。

令和6年1月発生 of 死亡災害事例

※詳細は調査中であり、今後業種等変更の可能性あります。

死亡労働災害発生状況（令和6年1月26日時点）

業種	事故の型	起因物	災害の状況
道路貨物運送業	交通事故（道路）	動力運搬機	被災者の運転するミキサー車が、中央分離帯を乗り越えて横転し、反対車線を走行していたトラックと衝突した。
林業	はさまれ、巻き込まれ	車両系木材伐出機械等	被災者は、グラブプルを使用し、伐倒木の木寄せ集材作業を行っていたところ、グラブプルのブームのシリンダーとキャビンのフレームの間に挟まれた。
その他の事業	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等	誘導員として排雪ダンプの誘導を行っていた被災者が、停車していた除雪車の後ろを移動していたところで転倒し、後退し始めた除雪車にひかれた。
その他の事業	交通事故（その他）	乗物	被災者が乗船していた作業船が、後方から波を受けて転覆した。
その他の事業	交通事故（その他）	乗物	被災者が乗船していた作業船が、後方から波を受けて転覆した。

雪下ろし作業による墜落防止対策

- 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定める
- 親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用する
- 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定する
- 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講じる
- 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講じる

除排雪作業時の重機災害防止対策



- 重機を使用して除雪作業を行う際は、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講じる
- 雪捨て場等、敷地内で作業を行っている重機と雪を運搬してくるダンプ等の複数の機械の動線が重なる場所では互いの作業計画の情報共有を行い、立入禁止範囲を明確にする
- 重機等の転落防止のため、路肩の崩壊防止、必要な幅員の保持等の措置を講じる
- 誘導員に対し、重機やダンプの運転者の死角となる場所に入らないこと等の接触防止対策に係る安全教育を実施する

交通事故防止対策

- 路面状況・天候に合わせた速度
- 十分な車間距離の確保
- 早めブレーキを励行
- 早め出発を心がけ、時間に余裕を持つ
- 冬用タイヤが摩耗していないか確認
- 交通ヒヤリマップの作成と周知
- 交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛ける



転倒防止対策

- 敷地内の安全通路を定める
- 段差や凹凸等の改善
- 凍結しやすい箇所に融雪剤等の散布
- 滑りにくい靴の使用
- 屋内に入る場合の靴裏の雪の除去
- 車両への乗降の際は路面状況を確認
- 歩きスマホをしない

こんな場所は要注意！

- ◆ 凍結路面
- ◆ 再凍結した場所
- ◆ 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- ◆ 交差点の手前（横断歩道）
- ◆ 薄っすらと雪が積もった道路
- ◆ 屋外階段



脚立等からの墜落対策

- 脚立以外の安全な設備の使用を検討
- 天板に乗らない、天板をまたがない
- 踏さん上の作業では、天板や踏さんに脚や膝を軽く当てて身体を安定させる
- 保護帽を着用しあご紐を締める
- 平坦な場所で、4本の足を接地させ、安定を確認する
- 開き止め金具の使用
- 可能な限り一人作業をしない

やってはいけない！



お役立ち情報

	北海道冬季ゼロ災運動リーフレット	
	ストップ・ザ・雪下ろし災害リーフレット	
	転倒災害防止対策特集ページ（北海道労働局HP）	
	札幌発！冬みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト （ウインターライフ推進協議会HP）	

北労基発 0129 第 1 号

令和 6 年 1 月 29 日

関係団体各位

厚生労働省

北海道労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 5 年の死亡者数は、12 月末時点の速報値で 48 人と、全国ワーストワシという、極めて遺憾な結果となりました。

さらに、令和 6 年に入りましても、死亡労働災害は減少しておらず、1 月 26 日時点で既に 5 人の労働者の尊い命が失われており、憂慮すべき事態となっております。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請をいたしますので、貴団体の傘下会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

【担当 安全課 主任安全専門官】

死亡労働災害撲滅のための緊急要請

北海道における死亡労働災害をはじめとする労働災害防止の対策については、労使の皆様をはじめとして、労働災害防止団体等、関係各位の御協力の下、取り組んでいるところです。

令和5年の死亡者数は、12月末時点の速報値で48人と、全国ワーストワンという、極めて遺憾な結果となりました。

さらに、令和6年に入りましても、死亡労働災害は減少しておらず、1月26日時点で既に5人の労働者の尊い命が失われています。

北海道においては例年10月から3月の期間の死亡者数がその他の期間に比べて1.4倍から1.7倍に増加する傾向にあり、特に降雪期は冬季特有の災害をはじめ労働災害が多発することが懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者が安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等にその職務を確実に実行させること
- 3 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなど、労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること
- 4 冬季特有の災害防止のため「北海道冬季ゼロ災運動」を確実に実施すること

令和6年1月29日

厚生労働省北海道労働局

労働基準部長 高橋 靖